



2013年11月発行 第50号  
**つちや通信**

土屋税理士事務所  
アイフィールド有限公司  
福山市西深津町5-6-2  
TEL: 084 - 923 - 6948  
http://ai-field.co.jp

今年の夏は「酷暑」に悩まされ、この暑さはいつまで続くのかと思った方も多いでしょう。しかし、今度は「酷寒」に悩まされそうな予感が。。。寒候期予報によると今年は冬型の気圧配置が持続しやすい、つまり寒いそうです。ということで皆様くれぐれも体調にはお気を付けくださいませ。



土屋税理士事務所、アイフィールド(株)のホームページをご覧ください♪  
HPアドレス ⇒⇒⇒ <http://ai-field.co.jp>

# 年末調整の時期が近づきました

## 年末調整に必要な書類

書類の準備は  
お早めに!

- ①源泉徴収簿(1~12月の給与台帳)
- ②年末調整される方全員の「給与所得者の扶養控除等申告書」



所得が38万円(給与収入だけなら103万円)以下の配偶者や扶養親族(16歳以上)を有する場合、扶養控除を受けられますので記入してください。  
16歳未満の扶養親族は一番下の住民税に関する事項の欄に記入してください。  
また、障害者控除は扶養親族が16歳未満でも適用されますので記入してください。

- ③年末調整される方全員の「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」

### 添付書類

- 生命保険料控除証明書 ・ 地震保険料控除証明書
- 社会保険料控除証明書 ・ 小規模企業共済等掛金控除証明書

※国民健康保険を支払っている人はその金額を申告書に記入  
※配偶者特別控除を受ける人は配偶者の所得金額を申告書に記入

配偶者の所得が38万円を超えて配偶者控除を受けられない場合、所得が76万円(給与収入だけなら141万円)未満ならこちらの控除を受けられます。

- ④年末調整される方の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(初年度は確定申告になります)

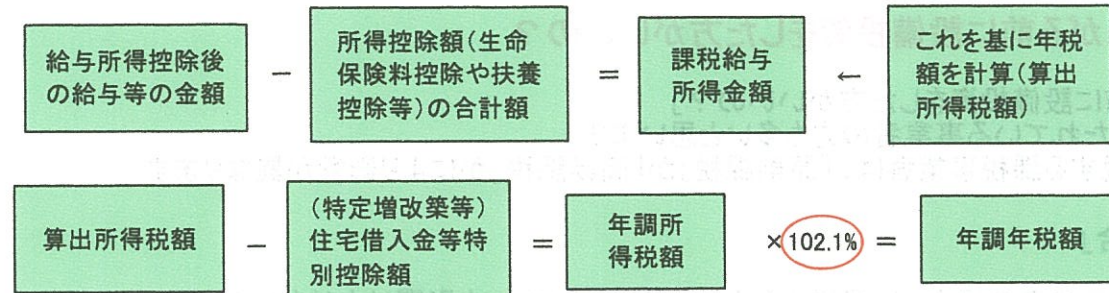
金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要

- ⑤今年入社された方は、前の職場の源泉徴収票

## 去年と比べて変わった点

### 復興特別所得税を源泉徴収することとされました

平成25年分から毎月の給与や賞与から源泉徴収する税額は、所得税及び復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税及び復興特別所得税の合計額により行います。復興特別所得税の額は、所得税の2.1%とされていますから、年調年税額(年末調整による年税額(復興特別所得税を含む))は、年調所得税額に102.1%を乗じた金額となります。(下図参照)



なお平成26年の給与等の源泉徴収について、平成25年1月以降「税額」は改正されていません。

### 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の定額とすることとされました

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円超 1,500万円以下	給与等の収入金額 × 5% + 170万円	給与等の収入金額 × 5% + 170万円
1,500万円超	245万円	245万円

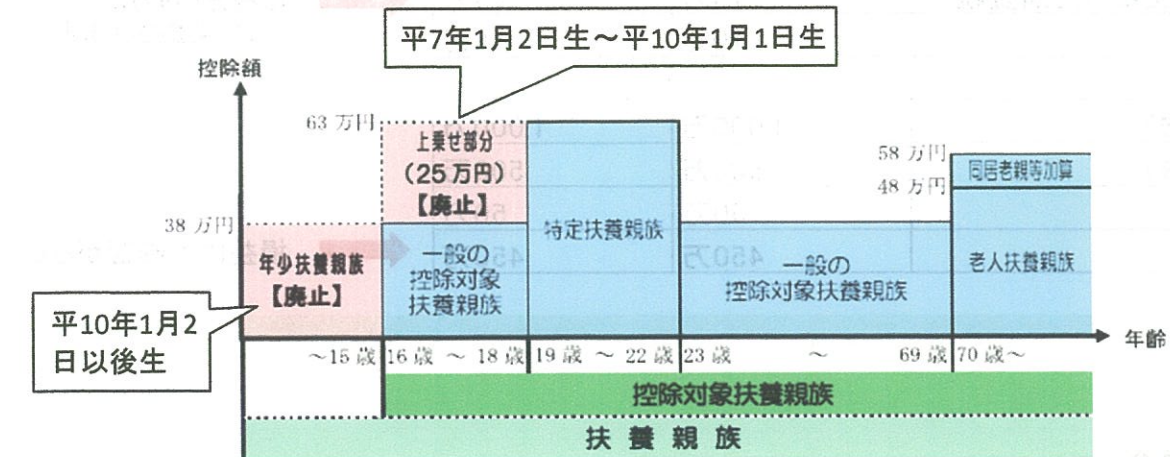
年収1,500万円超の方は増税となります!  
今後、役員報酬を設定する際は少し意識しておく必要があります。

※ 部分が改正された項目です。

## ~控除対象扶養親族について~



平成23年分より16歳未満の扶養親族は38万円の控除が廃止されています。また特定扶養親族で16歳以上19歳未満の上乗せ部分(25万円)が廃止となっていますのでご注意ください。



Q 来年16歳(高校生)になる娘さんがおられる方はいつの給与で扶養を増やすのでしょうか? 16歳からとなっているので誕生日?それとも高校入学の4月?と迷われるかもしれませんが、「その年に16歳になる」という意味で、来年の1月から扶養を変更してください。扶養控除等申告書には該当する年齢に加えて生年月日も書いてありますので参考にしてください。



# 消費税増税の影響について

このつちや通信で、何度も取り上げていますが、消費税の税率が平成26年4月より8%、平成27年10月より10%(予定)に引き上げられます。弥生製品をご利用中のお客様は、移行などで早めの対応をしていただき、ありがとうございます。今回は消費税が増税された場合、課税事業者のみなさまにどのような影響があるのかをご紹介します。

## Q、消費税が上がる前に設備投資をした方がいいの？

「消費税が増える前に設備投資をした方がいいの？」  
 こういった疑問を持たれている事業者の方も多いと思います。  
 まず、消費税を納税する課税事業者は、「原則課税」か「簡易課税」かにより影響が異なります。

### 「原則課税の場合」

「原則課税」の課税事業者の場合、消費税増税後に設備投資をしても影響はありません。なぜなら、「原則課税」の課税事業者の場合、売上先から預かった消費税から、仕入先へ支払った消費税を差し引き手元に残った金額を納税します。納税額は5%から8%へ増税されますので、納税額は当然増えますが、納付する消費税額はあくまで手元に残ったお金ですので、増税の影響はないというわけです。

**【例】**  
 税抜き売上1,000万、税抜き仕入れ500万、設備投資300万(減価償却50万)の場合

消費税5%の時  
 売上に対する消費税は1,000万×5%=50万となります。  
 仕入れに対する消費税は500万×5%=25万となります。  
 設備投資に対する消費税は300万×5%=15万となります。

消費税8%の時  
 売上に対する消費税は1,000万×8%=80万となります。  
 仕入れに対する消費税は500万×8%=40万となります。  
 設備投資に対する消費税は300万×8%=24万となります。

	消費税5%	消費税8%
売上先から預かる消費税	50万	80万
仕入れ先に支払った消費税	25万	40万
設備投資に支払った消費税	15万	24万
納付額	10万	16万
売上高(税抜)	1,000万	1,000万
仕入高(税抜)	500万	500万
減価償却	50万	50万
損益	450万	450万

← 増税分の9万が  
 ここで考慮されます

← 損益には影響がない

### 「簡易課税の場合」

「簡易課税」の課税事業者の場合、預かった消費税から、みなし仕入れ率の消費税額を差し引き納税額を計算します。支払った消費税額は上記「原則課税」のように考慮されません。

消費税は、預かった消費税から支払った消費税を差し引いて納付するのが原則です。通常、納税資金は皆様の手元に残っているはずですが、現実にはそういった意識もなく、消費税の納税資金を、運転資金などに使ってしまうケースもよくみられます。

消費税の税率が5%から8%になると、納税額は1.6倍に10%になると2倍に増加します。事前に納税額がどれくらい増えるかを把握し、納税資金を確保しておくなどの対策が必要です。

## Q、商品の表示価格はやっぱり税込？

現在では、商品やサービスなどの表示価格が税込価格での表示に義務付けられています。短期間に2度の税率引き上げにより、そのたびに店頭の商品価格はもちろんのこと、チラシ、看板広告、ポスター、ホームページなども表示価格を変更する必要があります。

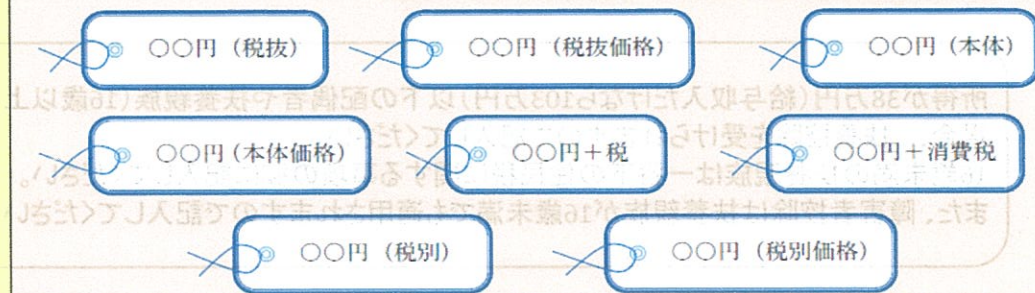
しかし、相次いで税率引き上げになることを受け、平成29年3月31日までのあいだは、税抜価格で表示してもよい特例措置が、平成25年10月1日から施行されています。

### 税抜価格のみを表示する場合の事例

個々の値札等において税抜価格であることを明示する事例

値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を税抜価格のみで表示する場合の事例

例えば、個々の商品の値札に税抜価格のみ記載して、その価格が税抜価格であることが明瞭に分かるよう(税込価格と誤認されないよう)に、次のような表示を行う。



「総額表示義務の特例措置に関する事例集(税抜価格のみを表示する場合などの具体事例)」より

税抜価格のみを表示する場合のポイントは、消費者が商品などを選択するときに税込価格でないことが認識できない場合や、消費者にとって見づらいものである場合などはこの特例措置が講じられていないこととなります。

そしてこの特例措置は平成29年3月31日までとなり、4月1日以降は税込表示に変更しなければなりません。また、期限期間内でもできるだけ速やかに税込表示に変更していただくという努力義務もあわせて規定されています。